



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

2011 年 6 月 14 日

号外

「LT会」会報第 11-10 (総 87 号)

中国国内において就業する外国人の社会保険加入暫定弁法 (意見聴取稿)

上海良図商務諮詢有限公司

※ご注意※

当該暫定弁法は「意見聴取稿」です。

中国人力資源・社会保障部は、以下の意見聴取稿を発表し、多くの方からの意見を求めています。

発表日 : 2011年6月10日 (実際に公表されたのは2011年6月13日)

意見聴取期限 : 2011年6月17日

意見の提出方法 :

(1) 「中国政府法制信息网」 <http://www.chinalaw.gov.cn> の該当箇所

(2) 電子メールまたはファクシミリ

アドレス : lifachu@mohrss.gov.cn

FAX : 010-84233796

(3) 郵便

住所 : 北京市東城区和平里東街3号 (郵便番号 : 100013)

人力資源・社会保障部 法規司

※封筒に「『中国国内において就業する外国人の社会保険加入暫定弁法』聴取意見」と明記すること

中国国内において就業する外国人の社会保険加入暫定弁法 (意見聴取稿)

人力資源・社会保障部法規司

2011 年 6 月 10 日

(意見聴取締切2011 年6 月17 日)

第一条 [目的と根拠] 中国国内において就業する外国人が、法に依って社会保険に加入することおよび社会保険待遇を享受することの合法的權益を擁護し、社会保険管理を強化するため、『中華人民共和国社会保険法』にもとづき、本弁法を制定する。

第二条 [外国人の入国就業] 中国において就業する外国人とは、法に依って『外国人就業証』、『外国専門家証』、『外国常駐記者証』などの就業証明の手続を行い、中華人民共和国国内にお



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

いて合法的に就業する非中国国籍の者を指す。

第三条 [適用範囲] 中国国内において法に依って登録或いは登記する企業、事業単位、社会团体、民営非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所などの組織（以下、雇用単位と略称）が法に依って任用する外国人は、法に依って従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、雇用単位と本人が規定に照らして社会保険料を納付しなければならない。

国外の雇用主と雇用契約を締結した後に、中国国内において登録或いは登記した分支機構、代表機構（以下、国内業務単位と略称）へ派遣されて業務を行う外国人は、法に依って従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、国内業務単位と本人が規定に照らして社会保険料を納付しなければならない。

第四条 [保険加入登記] 雇用単位が外国人を任用する場合、法に依ってその外国人のために社会保険登記を行わなければならない。

国外雇用主から国内業務単位へ派遣されて業務を行う外国人は、国内業務単位がその外国人のために社会保険登記を行わなければならない。

第五条 [社会保険待遇] 社会保険に加入する外国人は、条件に合致する場合、法に依って社会保険待遇を享受する。

中国で規定する養老金受領年齢に達する前に出国する場合、その個人の口座は保留し、再度中国で就業する際は、払込年限は累計で計算することができる。本人の書面による申請を経た場合、社会保険取扱機関は、その個人口座の預金額を一括で本人へ支払い、かつその従業員の基本養老関係を終了することもできる。

第六条 [相続] 外国人が死亡した場合、その従業員の基本養老保険の個人口座残高は相続することができる。

第七条 [国外での生存認証] 中国国外において毎月社会保険待遇を受領する外国人は、その待遇の支払いに責任を負う社会保険取扱機関へ、毎年1回、中国の在外大使館、領事館が発行する生存証明を提出する、或いは居住国の関係機関が公証し、かつ中国の在外大使館、領事館の認証を経た生存証明を提出しなければならない。

社会保険取扱機関が必要と認める場合は、社会保険待遇を享受する外国人に、毎月或いは不定期で生存証明を提出するよう適時要求することができる。

第八条 [争議処理] 法に依って社会保険に加入する外国人が、雇用単位或いは国内業務単位と社会保険について争議が生じた場合、法に依って調停、仲裁を申請し、訴訟を起こすことができ



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

る。雇用単位或いは国外業務単位がその社会保険権益を侵害した場合、外国人は社会保険行政部門或いは社会保険料徴収機関へ、法に依って処理するよう要求することもできる。

第九条 [相互免除協定] 中国と社会保険の二国間或いは多国間協議を締結する国の国籍を有する者が中国国内において就業する場合、その社会保険の加入方法は、協議の規定に照らして処理する。

第十条 [外国人の社会保障番号] 社会保険取扱機関は、『外国人社会保障番号付与規則』にもとづき、外国人のために社会保障番号を確立し、かつ社会保障カードを交付しなければならない。

第十一条 [香港・マカオ・台湾人員の保険加入] 香港特別行政区、マカオ特別行政区の居住民の内中国公民および台湾地区居住民（以下、香港・マカオ・台湾人員と略称）が内地において就業する場合、本弁法の規定を参照して社会保険に加入する。

社会保険取扱機関は、『香港・マカオ・台湾人員社会保障番号付与規則』にもとづき、香港・マカオ・台湾人員のために社会保障番号を確立し、かつ社会保障カードを交付しなければならない。

第十二条 [施行日] 本弁法は 年 月 日より施行する。

※ 上記の日文訳が日中投資機構より URL : <http://jcipo.org/>

(中文原文)

人力资源和社会保障部关于《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》 (征求意见稿) 公开征求意见的通知

根据《社会保险法》第九十七条“外国人在中国境内就业的，参照本法规定参加社会保险”的规定，我们研究起草了《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法（征求意见稿）》。

现将《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法（征求意见稿）》予以公布，征求社会各界的意见和建议。欢迎社会各界积极参与讨论研究，提出意见和建议。公众可以通过以下途径和方式提出意见：

（一）登陆“中国政府法制信息网”，网址：<http://www.chinalaw.gov.cn>，在网站首页左侧的《法规规章草案意见征集系统》，对征求意见稿提出意见。

（二）电子邮件发至：lifachu@mohrss.gov.cn

传真发至：010—84233796



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

(三) 通过信函邮寄至：人力资源和社会保障部法规司（地址：北京市东城区和平里东街 3 号，邮编：100013），请在信封上注明“《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》征求意见”字样。

请于 2011 年 6 月 17 日前，将修改意见及理由反馈我们。谢谢大家的参与和支持！

附件：《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法（征求意见稿）》及说明

人力资源和社会保障部法规司

二〇一一年六月十日

在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法 (征求意见稿)

第一条[目的和依据]为了维护在中国境内就业的外国人依法参加社会保险和享受社会保险待遇的合法权益，加强社会保险管理，根据《中华人民共和国社会保险法》，制定本办法。

第二条[外国人入境就业]在中国境内就业的外国人，是指依法办理《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》等就业证件，在中华人民共和国境内合法就业的非中国国籍的人员。

第三条[适用范围]在中国境内依法注册或者登记的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织（以下称用人单位）依法招用的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由用人单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

与境外雇主订立雇用合同后，被派遣到在中国境内注册或者登记的分支机构、代表机构（以下称境内工作单位）工作的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由境内工作单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

第四条[参保登记]用人单位招用外国人的，应当依法为其办理社会保险登记。

受境外雇主派遣到境内工作单位工作的外国人，应当由境内工作单位为其办理社会保险登记。

第五条[社会保险待遇]参加社会保险的外国人，符合条件的，依法享受社会保险待遇。

在达到中国规定的领取养老金年龄前离境的，其个人账户予以保留，再次来中国就业的，缴费年限可以累计计算；经本人书面申请的，社会保险经办机构也可以将其个人账户储存额一次性支付



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

给本人，并终止其职工基本养老保险关系。

第六条[继承]外国人死亡的，其职工基本养老保险个人账户余额可以继承。

第七条[境外生存认证]在中国境外享受按月领取社会保险待遇的外国人，应当每年向负责支付其待遇的社会保险经办机构提供一次由中国驻外使、领馆出具的生存证明，或由居住国有关机构公证、并经中国驻外使、领馆认证的生存证明。

社会保险经办机构认为有必要的，可以适时要求享受社会保险待遇的外国人按月或者不定期提供生存证明。

第八条[争议处理]依法参加社会保险的外国人与用人单位或者境内工作单位因社会保险发生争议的，可以依法申请调解、仲裁、提起诉讼。用人单位或者境内工作单位侵害其社会保险权益的，外国人也可以要求社会保险行政部门或者社会保险费征收机构依法处理。

第九条[互免协定]具有与中国签订社会保险双边或多边协议国家国籍的人员在中国境内就业的，其参加社会保险的办法按照协议规定办理。

第十条[外国人社会保障号]社会保险经办机构应当根据《外国人社会保障号码编制规则》，为外国人建立社会保障号码，并发放社会保障卡。

第十一条[港澳台人员参保]香港特别行政区、澳门特别行政区居民中的中国公民和台湾地区居民（以下简称港澳台人员）在内地就业的，参照本办法的规定参加社会保险。

社会保险经办机构应当根据《港澳台人员社会保障号码编制规则》，为港澳台人员建立社会保障号码，并发放社会保障卡。

第十二条[施行日期]本办法自 年 月 日起施行。

以上